

昭和村 農業委員会だより

第13号

2025.6

発行：昭和村農業委員会
(昭和村産業課内)

Showa-mura Agriculture Committee

CONTENTS

就任のごあいさつ	2
退任のごあいさつ	3
新しい農業委員を紹介します	4
家族経営協定	6
農地法許可申請の受付締切日	7
農作業についてお願い	8



the most beautiful
villages in japan

昭和村
群馬県

新農業委員決まる

任期満了に伴う農業委員の改選が行われ、
4月1日付で**新しい農業委員(27名)**が決まりました。

任期は令和10年3月31日までです。

皆さんよろしくお願いいたします。



農業委員会会長 林 孝志

就任のごあいさつ

この度の農業委員の改選により4月より農業委員会会長の職に就くこととなりました。

全国有数の農業村である昭和村の会長職という重責で身の締まる思いです。

さて、農業は自然相手で気象に影響されます。近年は温暖化により年々平均気温が上昇し2024年は統計開始以来最も高い値となり、この傾向は今後も続く傾向です。これに伴い今後の干ばつ、ゲリラ豪雨などの異常気象の多発が心配されます。

その一方で政治の世界では2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻が始まりました。この時代に武力で他国の領土を奪うという信じられないことがおき、今も戦争が続いています。その結果海外に肥料・農業資材の多くを依存していたものが、

円安も重なり急激な高騰となり、農家には大きな負担となりました。

また、今年4月にはアメリカによる高い相互関税により、世界経済の減速、混迷が予想されます。農業分野でもアメリカ産農産物の輸出圧力により影響がありそうです。

世界は混乱し先が読めないのが現状だと思いますが、農業は人が生きる上で絶対必要な食糧生産を担っています。その食料生産に必要なものは農地です。先人が残したその優良農地を有するのが昭和村です。そして農業後継者も多く頑張っています。

農業委員会は、農業の発展に寄与するとともに農業の基である農地の番人だと認識しています。昭和村の優良農地は貴重な資源であります。令和5年度の日本の食料自給率は

38%（カロリーベース）となっており先進国では極めて低い数値です。日本は人口減少していますが世界人口は増加の一途です。この様な状況では、何より優良農地を後世に引き継ぐことが将来に繋がることと考えます。

今後も、農業委員会の活動に対してご理解ご協力をお願いし会長就任の挨拶とさせていただきます。

就任のごあいさつ



農業委員会 副会長
加藤 拓也

この度農業委員会副会長としてお世話になることとなりました。さて、国内ではあらゆる生活必需品の値上がりや、農業においても資材、機械の高騰が加速し我々の生活、経営を圧迫してきています。これは世界各地で広がっている紛争や内戦、自国主義の経済政策により、各国の分

断が進んでいることが大きく影響していると感じずにはいられません。もしかしたら今私たちは歴史の大きな転換期の真っただ中にいるのかもしれない。しかし、こんな中でも村内で農業経営を行っている方々は日々努力を重ね、知恵を出し、農業に真摯に向き合っていると感じます。そんな方々のためにも、現在また、これからの農地農政はどうあるべきか、持続可能な農業や担い手の問題などを考察しながら、林孝志会長を中心に委員、事務局と連携し職務遂行を果たしていきたいと思っております。誠に簡素で話もまとまりませんが、皆様の健康と生活、経営の安定を願ひまして就任のあいさつとさせていただきます。

退任のごあいさつ



前農業委員会 会長
林 昭彦

令和7年3月31日をもって農業委

員会会長を任期満了により退任いたしました。皆様の御理解、御協力のおかげで無事、任期の3年間を全うできたことを厚く御礼申し上げます。

3期9年間を農業委員としてお世話になりました。この間にも農業を取り巻く環境は変化し後継者の減少、耕作放棄地の増加、農産物の価格低迷、資材の高騰、人材不足等があり厳しくなってきました。その中で昭利村は遊休農地を出さず農地は綺麗に管理され、農業で生きていく頑張っている村です。全国有数の農産地、また首都圏の台所として意欲ある農業経営者に支えられ素晴らしい昭利村であってほしいと思ひます。

終わりに、これからも昭利村の農業の発展、農業委員会の益々の活躍を願ひ、言葉は整いませんが挨拶とさせていただきます。

業委員を ます。



農地副部長
小野 洋一
(宿)

農業委員として昭和村の農業の発展にお役に立てるよう頑張りたいと思いますのでよろしくお願いたします。



農地部長
林 正明
(生越)

二期目となりますが、農業発展と若い人達にも魅力ある農業ができる様努めていきたいと思ひますのでよろしくお願いたします。



小林 高三
(滝久保・池原)

昭和村の農業基盤を強化させ、さらなる農業の発展のため尽力したいと思ひます。よろしくお願いたします。



真下 進
(森下中組)

昭和村の農業が少しでも発展できるように頑張りたいと思ひます。よろしくお願いたします。



後藤 幸一
(大河原・長者久保)

農業委員として昭和村の農業発展と農業振興のため、皆様のご指導をいただきながら、少しでもお役に立てるよう頑張りますのでよろしくお願いたします。



藤井 昭二
(藤井・宮貝戸)

農業委員として、昭和村の農業発展のために努めたいと思ひます。



鈴木 勝行
(三ツ谷・北部・南部)

農業委員として昭和村の農業発展に少しでも貢献できるように頑張りたいと思ひますのでよろしくお願いたします。



奈良 浩
(田岸・大堀)

農業委員として昭和村の農業の発展のために、少しでもお役に立てるよう努めたいと思ひます。



鈴木 繁行
(赤城原第1・第2)

農業委員として、昭和村の農業の発展に貢献できるように努めてまいります。よろしくお願致します。



藤井 功太
(永井下・上)

現在農業をとりまく環境は大変厳しいですが農業委員として昭和村の農業のさらなる発展に尽力したいと思ひます。



戸田 悦代
(ぐんま女性農業委員ネットワーク)

女性農業委員の役割をしっかりと努めさせていただきます。よろしくお願いたします。



竹内 里美
(ぐんま女性農業委員ネットワーク)

女性農業委員として村の農業発展にお役に立てるよう、努力したいと思ひます。よろしくお願いたします。



稲垣 貴謙
(利根沼田農業協同組合)

昭和村のみなさんが安心して農業や生活ができるよう努めてまいります。よろしくお願いたします。

農政部会



農政副部長
後藤 理一郎
(滝寺・南内出・上内出)

農業委員として皆様のご指導のもと頑張っていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。



農政部長
保坂 貴仁
(鎌沢・森下上)

昭和村の農業発展のため努めてまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。



金子 幸雄
(常木・中宿・中内出)

昭和村の農業の発展のため努力していきたく思ひます。よろしくお願ひいたします。



倉澤 道明
(伏田・根岸)

農業委員として、昭和村農業発展にお役に立てるように、努力して参りたいと思ひます。



諸田 勝
(森下下宿・入沢)

先輩たちと昭和村の農業に貢献できるよう農業委員として一生懸命努力します。



吉野 睦弘
(中野上・下)

昭和村の農業発展と明るい未来のため努めていきたく思ひます。



堤 真一
(入原上・下)

農業委員として、少しでも貢献できるよう努力していきたく思ひます。よろしくお願ひいたします。



高橋 強
(吹張)

農業委員として、昭和村の農業発展のため頑張っていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。



星野 高章
(赤谷・追分)

昭和村農業の永続的な発展に貢献できるよう努力します。短い期間ですがよろしくお願ひします。



谷川 慎一
(松ノ木平第1・第2)

昭和村の農業発展を次世代に継ぎ魅力ある農業を農業委員として残せるよう努力して参ります。宜しくお願ひします。

会長 林 孝志

副会長 加藤 拓也

農政部会

農地部会



飯塚 伸子
(ぐんま女性農業委員ネットワーク)

農業に関してはわからない事が多いですが、村発展のために勉強させて頂きながら貢献できればと思ひます。



安達 悦子
(ぐんま女性農業委員ネットワーク)

農業委員として、昭和村の農業発展に貢献できるよう頑張っていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

新しい農 紹介し

新しく結んだご家族



藤井

竹内 昭彦さん
経営主夫婦－後継者夫婦

家族経営協定を締結したことにより、一人ひとりがやりがいを持って農業に取り組み、助け合いながら充実した楽しい生活を送れるよう心掛けたいと思います。



赤谷

高柳 正昭さん
経営主夫婦－後継者

家族経営協定を締結したことで、協力し合いよりよい農業経営を目指します。

わが家は

家族経営協定

を結びました。

農業委員会では、農業経営者やその家族が将来に希望を持ち、安心して農業に従事できるよう、家族内のルールを作る家族経営協定の締結を推進しています。

今回は、新規・再認定ともに1家族ずつ締結し、家族経営協定を締結した総数は164組となりました。

取り決め内容例

- 農業経営の方針
- 労働報酬
- 労働時間、休日
- 労働面の役割分担
- 生活面の役割分担
- など



協定締結までの手順

1 家族で話し合う

農業経営や生活について話し合い、現状を確認する。

2 対策を考える

取り決めの内容や共通の目標を立てる。

3 協定を結ぶ

協定書を作成する。

4 協定の実行と見直し

定期的に締結した内容が実行されているかチェックし、必要に応じて新たに合意した項目や内容を追加する。

◎ご不明な点は、お近くの農業委員または農業委員会事務局に、お気軽にご相談ください。

トラックの荷台に人を乗せる際には、ルールと安全を守りましょう

近年、トラックの荷台に人を乗せた転落事故が多く発生しています。

道路交通法では原則としてトラックの荷台に人を載せることは禁止されています。しかし、荷物の転落防止のため最小限度の人員を乗せる場合、また事前に警察署長の許可を得ている場合^(※)については人を乗せることが可能です。

必要以上の人員をトラックの荷台に乗せることは道路交通法違反にあたる可能性があるほか、大きな事故に繋がるおそれもあります。トラックの荷台に人を乗せて走行する際は、交通ルールと安全の確認を徹底しましょう。

※道路交通法 第五十五条・第五十六条



農地法許可申請の受付締切日

事前相談は毎月15日まで

毎月20日

※農地法許可申請 ◇農地法3条…農地の所有権を移転する場合 ◇農地法4・5条…農地を宅地等に転用する場合

農地を転用等する場合、農業委員会に申請して許可が必要です。許可を得ないで行くと契約に効力がなく、農地法違反にもなるので忘れずに手続きしましょう。

手続きの流れ

まずは農業委員会事務局にご相談ください。

許可申請書の受付締切日 毎月20日

※締切日が閉庁日(土・日・祝)の場合はその前に提出ください。
 ※申請締切日以内でも、添付書類に不備がある場合は次回審査になりますので、申請する際は、事前に15日までに農業委員会事務局へご相談ください。また、あらかじめ地元農業委員へご相談ください。

申請内容の審査

農業委員会事務局で申請書と添付書類を確認し、必要に応じて聴き取りや現地の調査を行います。

農業委員会での審議

今年度の農業委員会開催日は右記の通りです。
 提出された申請はここで審議され、許可等を決定します。農地転用許可申請は審議を経て県知事に送付します。

許可書の交付

許可後、ご連絡しますので、許可書は農業委員会事務局で受領してください。

2025年度 農業委員会開催日及び許可申請受付締切日スケジュール

	開催日	申請締切日
第1回	2025年4月10日(木)	2025年3月19日(木)
第2回	2025年5月12日(月)	2025年4月18日(金)
第3回	2025年6月2日(月)	2025年5月20日(火)
第4回	2025年7月11日(金)	2025年6月20日(金)
第5回	2025年8月4日(月)	2025年7月18日(金)
第6回	2025年9月1日(月)	2025年8月20日(木)
第7回	2025年10月10日(金)	2025年9月19日(金)
第8回	2025年11月10日(月)	2025年10月20日(月)
第9回	2025年12月5日(金)	2025年11月20日(木)
第10回	2026年1月9日(金)	2025年12月19日(金)
第11回	2026年2月10日(火)	2026年1月20日(火)
第12回	2026年3月2日(月)	2026年2月20日(金)

昭和村の農振除外申請は年2回(4月・10月)
 次回締切は**2025年10月31日(金)**です

農業委員会での審議結果 (令和6年4月～令和7年3月31日)

令和6年4月～令和7年3月31日までの間、農地法に基づき申請された審議件数は次のとおりです。

農地法第3条 (農地の権利移動を伴うもの)		
売 買	17件(26筆)	55,249㎡
賃 貸 借	0件(0筆)	0㎡
使用賃借	0件(0筆)	0㎡
交 換	2件(2筆)	4,900㎡
贈 与	2件(10筆)	5,472㎡
遺 贈	0件(0筆)	0㎡
公 売	1件(3筆)	4,871㎡
競 売	0件(0筆)	0㎡
計	22件(41筆)	70,492㎡

利用権設定 (農業経営法強化によるもの)		
賃 借 権	11筆(44筆)	151,185㎡
使用賃借	2筆(9筆)	25,261㎡
賃 貸 借	6筆(33筆)	104,860㎡
計	19筆(86筆)	281,306㎡
		(うち新規 41筆 104,126㎡)
		(うち中間管理機構活用 0筆 0㎡)

農地転用 農地法第4条 (農地転用をするが、権利移動を伴わないもの)					
通 路 用 地	0件(0筆)	0㎡	倉 庫 用 地	1件(2筆)	92㎡
住 宅 用 地	4件(5筆)	1,375㎡	墓 地 用 地	0件(0筆)	0㎡
農 業 施 設 用 地	2件(2筆)	2,756㎡	太 陽 光 発 電 施 設 用 地	0件(0筆)	0㎡
駐 車 場 用 地	0件(0筆)	0㎡	計	7件(9筆)	4,223㎡

農地法第5条 (農地転用し、権利移動を伴うもの)					
売 買	7件(11筆)	4,336㎡	贈 与	0件(0筆)	0㎡
賃 貸 借	3件(3筆)	4,532㎡	計	18件(24筆)	12,859㎡
使用賃借	8件(10筆)	3,991㎡			

内 訳

農地法4条・5条 転用内訳					
倉 庫 用 地	2件(3筆)	792㎡	畜 舎 用 地	0件(0筆)	0㎡
住 宅 用 地	17件(22筆)	9,690㎡	墓 地 用 地	0件(0筆)	0㎡
駐 車 場 用 地	1件(1筆)	1,029㎡	軽石採取用地	1件(1筆)	2,458㎡
太 陽 光 発 電 施 設 用 地	0件(0筆)	0㎡	通 路 用 地	1件(3筆)	183㎡
農 業 施 設 用 地	2件(2筆)	2,756㎡	資材置き場用地	1件(1筆)	174㎡
計			計	25件(33筆)	17,082㎡

農地のあっせん申出 6件(9筆) 22,081㎡

農地の賃借料情報について

農地法第3条許可や農用地利用集積計画の公告により、令和6年1月から12月までの1年間に効力の発生した村内農地の賃貸借における賃借料情報を公表します。

農地の賃借料を決定する際の参考としてご利用ください。

昭和村農業委員会調べによる令和6年の賃借料水準

	平均	最高額	最低額	データ数
畑	28,747円	40,000円	20,000円	80筆
水田	—円	—円	—円	—筆

※水田データはありませんでした。(10aあたり/年)

農作業についてのお願い

6月になり、農繁期を迎えておりますが、作業の仕方によっては苦情やトラブルの発生の原因となります。また、梅雨に入り、長雨・ゲリラ豪雨などの天候不順や台風なども懸念されるため、下記の注意点について、今一度ご理解とご協力をお願いいたします。

●畑の作り出し耕作について

畑の作り出し耕作は、大雨時には土が流出し、水路がつまり水害事故の原因となる恐れがあります。決められた境界内での耕作をお願いします。

また、表土流出防止対策としてグリーンベルトや土側溝の設置などをお願いします。

●廃ビニール等の使用後について

農作業で使用した廃ビニール等を畑の周りに置いておくと、大雨時に道路や水路等に流出し、思わぬ災害となります。

また、ガードレールにかけておくと、強風時に飛ばされ、こちらも思わぬ災害となりますので、廃資材の管理には気をつけていただきますようお願いいたします。

●農耕車に付着した土の処理について

トラクターやトラックなどでの農作業後、田畑から公道へ出る前にはタイヤ等に付着した土や堆肥を落としてから道路を走行するようお願いします。

やむを得ず土や堆肥が道路に出てしまった場合は、速やかに片付けていただきますようお願いいたします。

●農薬散布について

住宅の周辺で農薬を散布する際は、事前に周辺住民にお知らせするなど、生活環境に十分配慮してください。

また、周辺の農作物への飛散にも注意してください。散布の際には、天候や風向き、時間帯に注意するなど、飛散防止に努めてください。

●畑の管理について

耕作するためにロータリー等をかけた畑は、土がやわらかくなっており、大雨時には土が流出しやすいため、トラクターで畑を踏んでいただくなど、土の流出防止に努めていただきますようお願いいたします。

※上記の各項目は、法律や条例等により規制及び処分の対象となる行為に関係するものもあります。他人に迷惑をかけないように注意し農作業を行ってください。住民等から通報があった場合は、行政指導をすることがあります。

※畑を貸している方につきましては、小作人の方へも上記注意事項を周知していただきますようお願いいたします。

昭和村役場 産業課 TEL：0278-24-5111(代) 0278-25-3436 (産業課直通)
FAX：0278-24-5254

編集後記

今年度から新しい体制となりました。昭和村農業委員一同、どうぞよろしくお願いいたします。地域の農業を支えていくために、皆さまのお声にしっかりと耳を傾けながら、一歩ずつ共に歩いていけたらと思っております。これから農繁期を迎え、気温もぐんと上がってくる時期です。どうか無理をなさらず、お体には十分お気をつけてお過ごしください。社会の情勢が厳しい中ではありますが、表紙に映る虹のように、皆さまの心にもやがて明るい光が差し込みますように…そんな願いを込めて、今号をお届けいたします。(A)

農地の売買をお考えの方へ

農地あっせん事業をご活用下さい

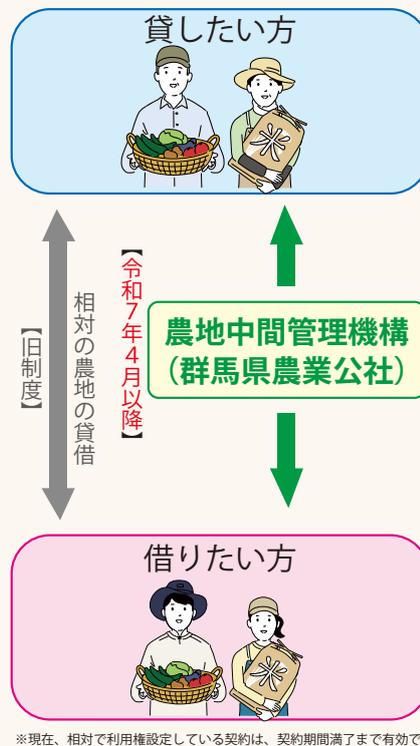
昭和村では農地の経営規模の拡大、農地の集積、遊休農地の発生防止を図るため、農地の売り手と買い手をつなげる農地移動適正化あっせん事業を行っています。対象となる農地は昭和村農用地区域内の農地(青地)です。農業委員会の**あっせんを通して農地の売買を行う場合には、売り手にかかる譲渡所得税に800万円までの特別控除が受けられます。**

※農地の所有者から、買い手を指定してあっせんの申出があった場合、または不動産業者等が介入している場合などはあっせんの対象外となります。

農業者のみなさまへ

農地の貸し借りの手続きが変わります

農地の貸し借りは、法改正により令和7年4月から、利用権設定による新たな相対契約はできなくなり、原則として農地中間管理機構(群馬県農業公社)経由になります。



※現在、相対で利用権設定している契約は、契約期間満了まで有効です。

農地を守り担い手を応援する専門情報誌

全国農業新聞



週1回、必要な情報を、コンパクトに、分かりやすく!

●購読料 1ヶ月 700円(個人負担:350円)

※村では、購読料の半額の補助を行っています。購読を希望される方は、農業委員会事務局へお申し込みください。